

## 豊前市農業委員会議事録



- 1 招集日時 令和 3 年 1 月 12 日 10 時 00 分
- 2 招集場所 総合福祉センター 2階視聴覚室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 4 号 下限面積(別段の面積)の設定について



4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名  
出席 11名  
欠席 1名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	欠	7番	我毛 真一	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	川崎 信彦	出	10番	磯永 優二	出
5番	柏木 伸夫	出	11番	山崎 廣美	出
6番	吉永 新一	出	12番	森本 一男	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸

係長 後小路 博敏

中野 翔平

## 開 会 の 宣 言

事務局 只今から令和3年1月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

青木委員

本日会長が欠席されておりますので、私が議長を務めさせていただきます。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は7番我毛真一委員と、8番寺光正博委員にお願いします。会議書記は事務局職員の後小路さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。  
「議案第1号、通り番1を、から3を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

7番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、空き家バンクに付随した農地の売買となります。譲渡人■■■■氏、譲受人■■■■氏であります。場所は野田の池の周りにある畑になります。

間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、委員の説明が終わりました。委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、つづきまして、通り番2について私の方から説明いたします。

通り番2

2番委員発言 通り番2について説明いたします。

通り番2について、譲渡人■■■■氏は千葉県におりまして、耕作管理ができず、譲受人■■■■氏と売買するという事でございます。現状は林になっておりまして、ヒノキが20数年くらいの大さになっており、林として管理していくとの事です。場所は天和の丸山記念館の池を挟んで山手の方にあります。周りに農地はありません、山になっております。間違いありません。宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、説明が終わりました。他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

8番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、譲渡人[ ]氏は大分県に在住で、耕作管理が出来ないため、譲受人[ ]氏に贈与するものです。特に問題も無く、間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から3は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から3について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。  
「議案第2号、許可申請の通り番1から5を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1から2

6番委員発言 許可申請の通り番1及び通り番2について、続けて説明いたします。

通り番1について、譲渡人[ ]氏で、譲受人[ ]氏が個人住宅を建築するための売買でございます。続きまして、通り番2について、譲渡人[ ]氏で、譲受人[ ]氏は自動車の修理工場を営んでおりまして、修理中の車両の駐車場として利用したいという事でございます、売買でございます。特に問題はないものと思われま。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第2号の通り番1から通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

3番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、譲渡人 [ ] 氏の農地を譲受人 [ ] 氏が購入し、建売分譲を行うという事です。場所は梶屋の [ ] のある信号を西側、梶屋橋の左側となります。

間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第2号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4から5

7番委員発言 通り番4から通り番5について説明いたします。

通り番4について、譲渡人 [ ] 氏の農地を売買にて譲受人 [ ] 氏ほか1名が自己住宅を新築するものです。場所は中部高校跡地の手前となります。続きまして通り番5について、譲渡人 [ ] 氏の農地を売買にて譲受人 [ ] 氏が自己住宅を新築するものです。場所はこちらも、中部高校跡地の付近となっております。

どちらも特に問題ないものと思われまます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第2号の通り番4から5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1から5について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通じた所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号については原案通り

可決することにいたします。

議長 議案第4号 下限面積（別段の面積）の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 下限面積（別段の面積）の設定について説明いたします。

平成21年の法改正後に、適正な事務実施ということで毎年この設定について確認、審議することとなっております。

農地法施行規則第17条第1項の適用についてですが、方針としましては、現行の30アールの変更は行いません。理由としましては、算出根拠となる「2020年農林業センサス」の確定値が令和3年3月末に公表されるため、その数値を基に下限面積修正の必要性を審議することとします。

農地法施行規則第17条第2項の適用についてですが、空き家に付随した農地について、現行の設定面積を1アールの変更は行いません。理由としましては、平成29年12月の定例総会で空き家に付随した農地について設定面積を決定しましたところ、農地の保全や有効利用等一定の効果が図られていることから、引き続いて適用するものです。

議長 事務局から説明がありましたが、何か意見・質問はございませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の下限面積（別段の面積）の設定について、原案通り可決いたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって1月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言  
10時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

令和 3 年 / 月 14 日

議 長

青木一巳



7番委員

我毛真一



8番委員

寺光正博



三

三

三